

# 羽幌町いじめ防止基本方針

令和3年3月

羽幌町・羽幌町教育委員会

# 目 次

## 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

## 2 いじめ防止等のための基本的な考え方・・・・・・・・ P 1

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・ P 1
- (2) いじめの定義等・・・・・・・・ P 2
  - ア いじめの定義
  - イ いじめの内容
  - ウ いじめの要因
  - エ いじめの解消
- (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・ P 5
  - ア いじめの防止
  - イ いじめの早期発見
  - ウ いじめへの対処
  - エ 家庭や地域との連携
  - オ 関係機関との連携

## 3 いじめの防止等のための対策・・・・・・・・ P 6

- (1) 町及び教育委員会が実施する施策・・・・・・・・ P 6
  - ア いじめの防止等の対策のための組織
  - イ 町及び教育委員会が取り組む主な施策
- (2) 学校が実施する施策・・・・・・・・ P 7
  - ア 学校いじめ防止基本方針の策定等
  - イ いじめの防止等の対策のための組織
  - ウ 学校の取組
- (3) 重大事態への対処・・・・・・・・ P 9
  - ア 重大事態の意味
  - イ 重大事態の発生と調査

## 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

また、いじめの問題において、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあることから、それらの予防及び対策には、今まで以上に行政、学校、保護者及び地域等が連携して取り組まなければならない問題となっています。

北海道では、平成 26 年 4 月に北海道いじめ防止等に関する条例(以下「道条例」という。)を施行し、「北海道いじめ防止基本方針(以下「道基本方針」という。)」を作成しております。道基本方針は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針(以下「国基本方針」という。)」を参酌し、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第 12 条の規定に基づく、北海道におけるいじめ防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示したものであります。

当町においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、早期の状況把握、早期発見、迅速な初期対応を大原則に、その防止と対策にあたってきました。

ついでには、今後においても、行政、学校、保護者及び地域等が連携したいじめの防止等の取組をこれまで以上に推進していくために、道基本方針を参酌し、「羽幌町いじめ防止基本方針」を策定いたしました。引き続き、本方針に示す「いじめの防止等に係る対策」が、児童生徒の生命及び心身を保護するために重要であることを認識し、関係者相互による連携の下、町全体でいじめ問題の克服を目指してまいります。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、互いに違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめを防止します。

いじめは、全ての児童生徒に生じ得るものであるという認識に立ち、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることにより、いじめ発生を防止し、いじめを受けた児童生徒がいた場合は、生命及び心身を保護するために、地域全体でいじめ問題を克服します。

また、児童生徒が発達段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、いじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望を持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きてい

くことができる力を育みます。

## (2) いじめの定義等

### ア いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係※にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響※を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

なお、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

※「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。  
※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられる行為を指します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、いじめの事実関係を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあること、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれること、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実などがあることを踏まえて対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたものの、すぐに加害児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「学校いじめ対策組織等」という。)で情報共有し、対応します。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情等の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われている「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長できる環境の形成を図る必要があります。例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒」、「性同一性障害や性

的指向・性自認に係る児童生徒」、「震災等により被災した児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

## イ いじめの内容

具体的ないじめの態様として、次のようなものが掲げられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

なお、これらのいじめの中には、犯罪行為<sup>\*</sup>として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがあります。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報し対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない‘いじめ’」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う‘いじめ’」と同様、生命・身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

- ※「犯罪行為」となった過去の事例として、下記の行為があります。
- 傷害(刑法 204 条) 顔面を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
  - 暴行(刑法 208 条) 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
  - 窃盗(刑法 235 条) 教科書等の所持品を盗む。
  - 恐喝(刑法 249 条) 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

## ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめはどの児童生徒にも生じ得ること。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題が要因となることもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得ること。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がっ

たりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりします。

- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかになっています。そのため、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが必要であること。
- 児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめの要因となること。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案し判断するものとします。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)の止んでいる状態が、相当の期間(少なくとも3箇月間)継続していることとするが、いじめの被害の重大性等から、さらに長期間必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

なお、学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行い、行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視します。

- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する責任を有するとともに、学校いじめ対策組織等では、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容や情報共有、教職員の役割分担等を含む対処プランを策定し、確実に実行するほか、いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

なお、いじめが「解消している状態」とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している状態」に至った場合でも、再発やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校は、被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察していく必要があります。

### (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### ア いじめの防止

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要となります。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育み、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める必要があります。
- 学校の児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対し支援する必要があります。
- いじめの問題への取組の重要性について、地域全体において認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発及び研修に努める必要があります。

#### イ いじめの早期発見

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、周囲では判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持って、積極的にいじめを認知する必要があります。
- 定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの実態把握に努めるほか、各種相談の実施や電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて、相談しやすい体制を整える必要があります。
- ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)や携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するために、必要な啓発活動を行うとともに、SNS等を監視する関係機関の協力を得て、事案への対処に努める必要があります。

#### ウ いじめへの対処

- いじめが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒の安全を最優先し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対し事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を迅速かつ組織的に行う必要があります。
- 学校は、家庭、町及び教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携し、対策を講じる必要があります。
- 組織的な対応を可能とする体制を整備するほか、関係者の知識及び意識向上に向けた研修等を行う必要があります。

#### エ 家庭や地域との連携

- 地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係

者と家庭、地域との連携を図ります。

- 保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うには、地域を含めた家庭との連携強化が必要であるため、PTAや地域関係団体等と学校が、いじめの問題を含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むよう努めます。

#### オ 関係機関との連携

- 学校や町及び教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対し、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その十分な効果を上げることが困難な場合などは、警察や相談関係専門機関等との適切な連携が有効であるため、日頃から担当者間での情報交換や会議開催などにより、情報共有を行います。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) 町及び教育委員会が実施する施策

##### ア いじめの防止等の対策のための組織

- 学校と地域関係機関等とのいじめ問題への対応に係る連携を確保するため、北海道いじめ問題対策連絡協議会や留萌地域いじめ問題等対策連絡協議会において情報共有に努め、いじめを含む生徒指導上の諸問題の対策推進に努めます。
- 既存組織である「羽幌町青少年問題協議会幹事会」を活用し、いじめの防止等に関係する団体の連携推進に係る協議や団体相互の連絡調整を図るほか、「いじめ問題専門委員会」を附属機関として設置し、いじめ問題に係る対策及びいじめの重大事態発生時には、当事者間の関係調整を図るなど、問題解決に努めるものとします。

##### イ 町及び教育委員会が取り組む主な施策

- 子ども達の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- いじめ防止等に必要な資質能力を向上させるための研究会等を開催します。
- 各学校におけるいじめを早期に発見するため、児童生徒の実態把握を行います。
- いじめ防止対策を推進させるために必要な財政上の措置、人的体制上の整備及びその他必要な措置を行います。
- いじめの防止等のための対策が、関係機関及び関係団体の連携の下で適切に行われるよう、関係機関・関係団体の連携の強化に必要な措置を取ります。



- 児童生徒及びその保護者をはじめとする全町民がいじめ防止等について理解を深めるため、啓発活動など必要な取組を行います。
- インターネット上で行われるいじめ及びメールやSNS等を通じて行われるいじめを防止するため、学校が行う児童生徒への情報モラル教育に対して、人材を派遣するなど必要な措置を行います。
- 児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備するほか、国の「24時間子供SOSダイヤル」、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」、留萌教育局の「教育相談電話」等の相談窓口を周知していきます。
- 法第23条第2項の規定による(学校から学校設置者に対するいじめの事実の有無の確認を行うための措置とその結果)報告を受けたときは、学校に対し必要な指示を行うとともに、必要があると認めたときは、学校又はいじめ問題専門委員会で事実確認を行います。
- いじめを行った児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに行います。
- 重大事態には別途対処します(詳細は「(3) 重大事態への対処」に記載)。

## (2) 学校が実施する施策

### ア 学校いじめ防止基本方針の策定等

- 学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止対策等のために関する基本的な方針(以下「学校基本方針」という。)を定めるものとします。その際、国基本方針、道基本方針及び本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、その基本的な方向や取組の内容等を定めることとします。
- 学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応、生徒指導・教育相談体制、校内研修などの基本的な方針を定めることとします。

### イ いじめの防止等の対策のための組織

- 学校は、法第22条の規定に基づき、学校いじめ対策組織等を設置します。その構成員は、学校の複数の教職員、専門的知識及び経験を有する第三者、地域の方や保護者等とします。
- この組織は、学校基本方針に基づく取組の実施やその点検等を行い、その実施に当たっては、必要に応じて児童生徒の代表等の参加を求めていくものとします。

### ウ 学校の取組

学校は、町及び教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生したときの迅速かつ適正な対処に当たります。

#### (ア) いじめの防止

- いじめは、絶対に許されないこと、いじめを受けている児童生徒を全力で守

ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、迅速かつ組織的にいじめ防止に努めます。

- 学校全体でいじめに向かわせないための未然防止策として、児童会や生徒会が主体的にいじめの問題について考え議論する活動を推進します。
- 児童生徒に対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織等への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進めます。
- 子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、よりよい人間関係を築く上で必要な能力を育み、児童生徒が学習その他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進し、人権に関する教育を含め、道徳教育の充実を図ります。
- いじめを防止することへの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施します。

#### (イ) いじめの早期発見

- 児童生徒と教職員の信頼関係構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠ぺい、看過、軽視することなく、いじめを認知します。
- アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応します。

#### (ウ) いじめへの対処

- いじめの発見通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校いじめ対策組織等を中心に、迅速にいじめの事実の有無の確認作業に入り、その結果を教育委員会へ報告します。
- いじめが確認された場合、いじめを止めさせ、学校いじめ対策組織等を中心にいじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめの再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、事態の深刻さを理解させるよう努めます。
- いじめを受けた児童生徒や保護者への支援、いじめを行った児童生徒や保護者への指導助言に当たっては、迅速かつ適切な初期対応と、これらの保護者との情報共有が重要であることを十分認識し、双方の保護者間で争いが起こらな

いよう、いじめ事案の解決を目指して、丁寧な説明を行い、理解と協力に努めます。

- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備します。
- いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、又は児童生徒の生命等、重大な被害が生ずるおそれがあるときは、警察署と連携し対応します。

### (3) 重大事態への対処

#### ア 重大事態の意味

- 法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」については、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などが該当します。
- 法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する「相当の期間学校を欠席すること」の「相当の期間」については、不登校の定義として使用している期間を参考とし、年間 30 日以上の間を目安としますが、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合においては、その実態を早急に調査します。
- 児童生徒や保護者からいじめが重大事態に至ったとの申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして、学校は早急に事実確認のための調査を行うものとします。

#### イ 重大事態の発生と調査

##### (ア) 発生報告

- 学校は、重大事態が発生した(発生した疑いがあると認める)場合は、速やかに教育委員会へ報告します。

##### (イ) 調査主体

- 教育委員会がその事案が重大事態と判断した場合には、重大事態の発生を町長に報告し、その事案の調査を行う主体をどのようにするかを判断します。
- 学校主体で調査を行う場合でも教育委員会が必要と認めるときは、いじめ問題専門委員会により調査を行うものとします。

##### (ウ) 調査内容

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為の内容や学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするなど、客観的な事実関係を速やかに調査します。

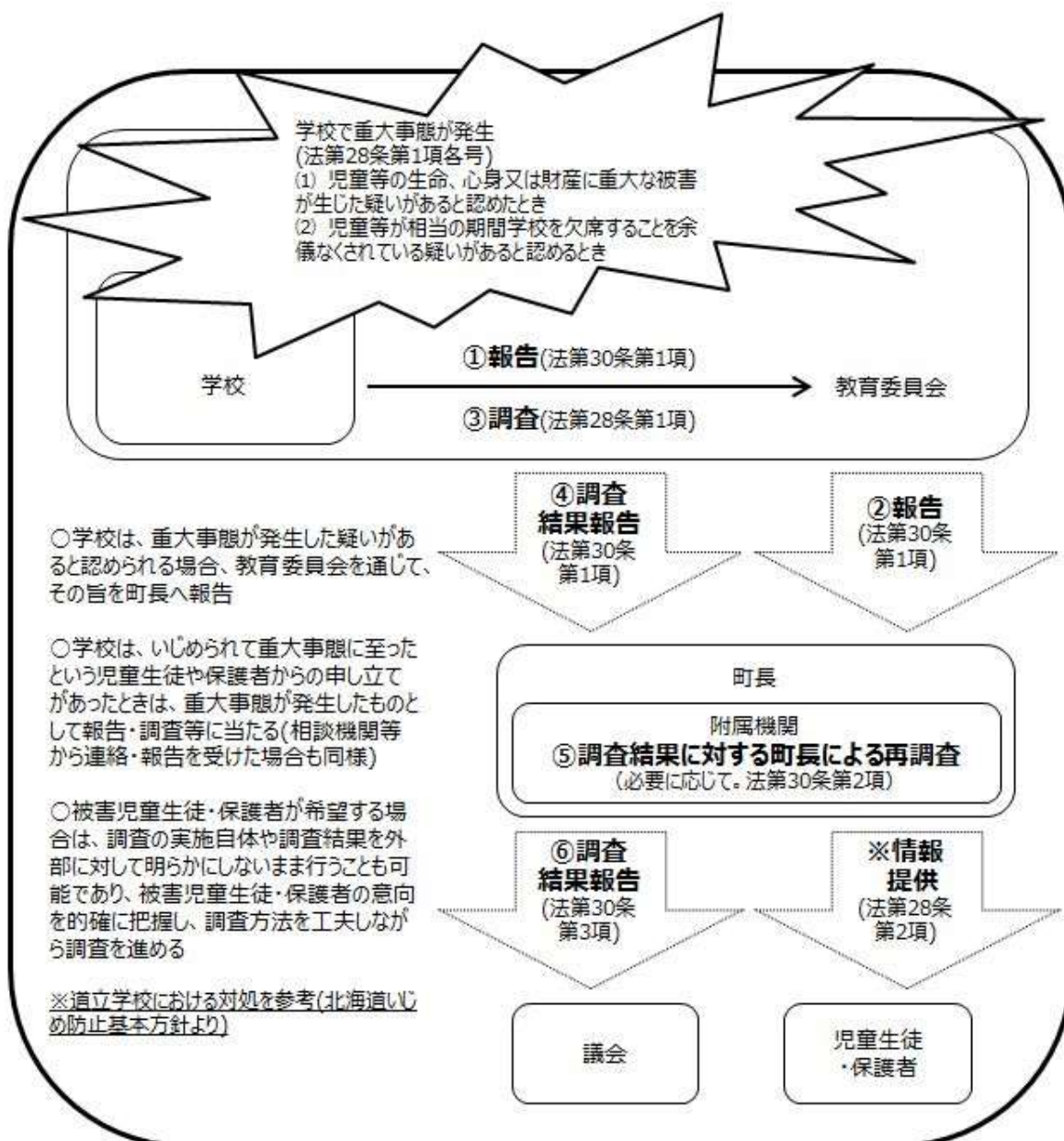
##### (エ) 調査結果の報告及び再調査

- 教育委員会又は学校は、(イ) の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、プライバシー保護に配慮し、適時適切な方法で説明を行います。
- 教育委員会は、重大事態について調査した結果について、町長に報告し、報

告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態発生防止のため、必要があると認めるときは、附属機関として設置した「いじめ問題調査委員会」により再調査を行うものとします。

- 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。
- 学校及び教育委員会は、重大事態の発生から再発防止の取組に至るまでの過程において、北海道教育委員会と連携を図ります。

【重大事態発生時の流れ】



【参考】調査を行うための組織や附属機関の設置について  
重大事態が起きてから急ぎ調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、あらかじめ調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましいとされている。  
また、調査において、教育委員会が調査主体となる場合は、附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられている。